

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	納税関係	関係項目	納期前納付報奨金
調 整 の 内 容	納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
納期前納付 報奨金	1. 適用税目と該当する納期 ・個人町民税（普通徴収） 第1期 第2期 第3期 第4期 ・固定資産税 第1期 第2期 第3期 第4期 2. 報奨金 (1) 交付率 ・各税目とも 納期前納付した第2期の税額 × 10/100 (2) 交付限度額 各税目とも 10,000 円	な し	1. 適用税目と該当する納期 ・個人町民税（普通徴収） 第1期 第2期 第3期 第4期 ・固定資産税 第1期 第2期 第3期 第4期 2. 報奨金 (1) 交付率 ・町民税 納期前納付した第2期の税額 × 10/100 ・固定資産税 納期前納付した第2期の税額 × 16/100 (2) 交付限度額 ・町民税 10,000 円 ・固定資産税 15,000 円	な し	納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	納税関係	関係項目	納税貯蓄組合関係
調 整 の 内 容	1. 納税貯蓄組合に対する補助金については、合併時に再編する。納税奨励金については、合併時に廃止する。 2. 納税貯蓄組合連合会への補助金については、合併時に再編する。		

説 明 資 料					調整方針の 具体的内容
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
納税貯蓄組合への補助金等	1. 組合数 67 組合	1. 組合数 118 組合	1. 組合数 108 組合	1. 組合数 74 組合	納税貯蓄組合に対する補助金については、その区分を、事務費、運営費、推進費とする。補助金額については合併時に再編する。 納税貯蓄組合に対する納税奨励金については、合併時に廃止する。
	2. 組合員数 2,036 人	2. 組合員数 5,175 人	2. 組合員数 1,897 人	2. 組合員数 1,006 人	
	3. 補助金	3. 補助金	3. 補助金	3. 補助金	
	(1)事務費 ・ 1世帯あたり 3,000～12,000円 世帯数による	(1)事務費 ・ 1世帯あたり 300円	(1)事務費 ・ 組合員一人につき 200円 但し2,000円未満は2,000円	(1)事務費 ・ 納税通知書1税目あたり 100円 ・ 1納期あたり 50円	
	(2)推進費 ・ 1世帯あたり 500円	(2)運営費 ・ 1世帯あたり 3,000円			
	(3)奨励費 ・ 納税通知書(各期) 50円	(3)推進費 ・ 新規加入組合員1人につき 500円			
	(4)完納組合長手当 3,000円				
4. 納税奨励金	4. 納税奨励金	4. 納税奨励金	4. 納税奨励金		
なし	なし	・ 納期内納付 納付額の2.5/100 ・ 年度内納付 納付額の2.0/100 ・ 上記以外 納付額の1.5/100	・ 納付額の3/100		
連合会への補助金交付額	連合会への補助金交付額	連合会への補助金交付額	連合会への補助金交付額	納税貯蓄組合連合会への補助金については、合併時に再編する。	
・ 県 129,000円 ・ 町 346,000円	・ 県 116,000円 ・ 町 200,000円	・ 県 119,000円 ・ 町 200,000円	・ 県 81,000円 ・ 町 125,000円		

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	納税関係	関係項目	申告受付・口座振替
調 整 の 内 容	1. 申告受付会場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 口座振替については、合併時まで再編する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町		阿仁町
申告受付	受付会場 (1)鷹巣町役場税務課 (2)各地域の指定会場 ・32会場	受付会場 (1)合川町役場財政課 (2)各集落巡回相談の実施 ・23箇所	受付会場 (1)森吉町役場財政課 (2)申告相談コミュニティセンター 外13会場	受付会場 (1)町山村開発センター (2)各集落の指定会場 ・18箇所	申告受付会場について は、現行のとおり新市 に引き継ぐ。
口座振替	1. 対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車 税・国民健康保険税 2. 口座振替金融機関 北都銀行・秋田銀行 秋田県信組・鷹巣町農協各支店 東北労働金庫 3. 引き落とし日 町県民税 6/30・8/31・11/1・1/31 固定資産税 4/30・8/2・9/30・12/27 軽自動車税 4/30 国民健康保険税 8/2・8/31・9/30・11/1・11/30・ 12/27・1/31・2/28	な し	1. 対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車 税・国民健康保険税 2. 口座振替金融機関 北都銀行・秋田銀行 秋田県信組・J A北央・郵便局 3. 引き落とし日 町県民税 6/30・8/31・11/1・1/31 固定資産税 5/31・8/31・12/27・2/28 軽自動車税 4/30 国民健康保険税 4/30・8/2・9/30・11/30・1/31	な し	口座振替については、 合併時まで再編し、 口座振替を推進してい く。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	納税関係	関係項目	郵便振替・督 促
調 整 の 内 容	1. 郵便振替については、鷹巣町・森吉町の例により合併時に統一する。 2. 督促については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
郵便振替	1. 対象税目 ・町県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	1. 対象税目 ・固定資産税	1. 対象税目 ・町県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	なし	郵便振替については、 鷹巣町・森吉町の例に より合併時に統一す る。
督 促	1. 督促の発送 納期から 20 日以内 2. 督促手数料 督促状 1 通につき 100 円	1. 督促の発送 納期から 20 日以内 2. 督促手数料 督促状 1 通につき 100 円	1. 督促の発送 納期から 20 日以内 2. 督促手数料 督促状 1 通につき 100 円	1. 督促の発送 納期から 20 日以内 2. 督促手数料 督促状 1 通につき 100 円	督促については、現行 のとおり新市に引き継 ぐ。

説明資料

内 容

納税関係に関する法令

○地方税法

(個人在市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人在市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人在市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

(固定資産税に係る納期前の納付)

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

納税関係に関する法令

納税貯蓄組合法

(目的)

第1条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織し組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

(補助金の交付)

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

納税貯蓄組合法施行令

(補助金の交付手続)

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体が第一条第一項の規定による規約の届出をしていない地方公共団体であるときは、前項の規定により提出する補助金交付申請書には、当該規約の謄本を添附するものとする。

説明資料

内 容

協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	(1) 納期前納付報奨金の前納時期及び交付限度額については、象潟町の例による。 (2) 口座振替制度については、合併時までに調整する。 (3) 納税報奨金及び奨励金については、合併時に廃止する。 (4) 納税貯蓄組合連合会に対する補助金については、新市において調整する。	確認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	(1) 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。 (2) 納税貯蓄組合に対する納税報奨金、奨励金及び補助金については、合併時に統一する。 (3) 納税貯蓄組合連合会については、新市において調整する。	確認
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	1. 減免については、3町村に差異がないため現行のとおりとする。 2. 納期前納付報奨金については、仙南村の例とする。	確認
大曲仙北合併協議会 (大仙市)	【地方税の取扱い】にて 前納報奨金は合併時廃止する。 納税組合補助金について、奨励的補助金は合併時廃止する、事務費的補助金は算定基準を定め合併時再編する。 督促手数料は100円とする。	確認
田沢湖・角館・西木合併協議会	【地方税の取扱い】にて 前納報償率については、角館町の例とし、1納期あたりの限度額は、田沢湖町・西木村の例による。 納税貯蓄組合に係る事務費補助金については、合併時に再編することとし、奨励的補助金は、新市において廃止する。	確認
湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	【地方税の取扱い】にて 前納報奨金制度は合併時に廃止する。	確認

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料

内 容

協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	1. 納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 2. 納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。 3. 法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 4. 確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。	確認
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)		
横手平鹿合併協議会	1. 納期前納付報奨金については、現行のとおり実施しない。 2. 納税貯蓄組合に対する事務費補助金及び奨励的補助金については、平成19年度(合併後3年目)から統一する。 3. 申告相談の会場は合併前の各市町村に1箇所を設ける。 4. 口座振替については、各金融機関等と調整を行い合併時まで統一する。	提案
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 (湖東町)		
大館市・田代町合併協議会 (大館市)		
男鹿市若美町合併協議会		
能代山本市町村合併協議会		

秋田県内の合併協議会の事例